

就業構造基本調査規則の一部を改正する省令案の概要について

1 改正の背景

就業構造基本調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査）は、就業構造基本調査規則（昭和57年総理府令第25号）の定めるところにより、国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的として実施している。

本調査を令和4年に実施するに当たり、社会・経済情勢の変化等を踏まえ、調査事項、調査方法等の変更を行うものである。

2 改正の概要

調査事項の追加及び廃止、調査方法の変更等を行うため、当該規定の一部を次のとおり改正する。

(1) 調査事項の追加及び廃止

ア 調査事項の追加

- ・テレワークに関する事項

イ 調査事項の廃止

- ・調査時の一年前の就業状態

(2) 調査方法の変更

郵便又は信書便により調査世帯が調査票を提出することができるようにする。

(3) その他

上記のほか所要の改正を行う。

3 施行期日

令和4年4月1日